

## 印西市災害時等要援護者避難支援計画 ((仮称) 印西市避難行動要支援者避難支援計画) の見直しの進捗について (報告)

1. 平成25年6月に災害対策基本法が改正され避難行動要支援者については、名簿の作成が義務づけられたことから、これまでの名簿登録の対象者の範囲を見直し、名簿を作成します。

### (1) 支援の対象者等

#### ①要配慮者

要配慮者とは、災害が発生した際に、必要となる情報を的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが困難な人や避難所での避難生活に一定の配慮及び支援が必要な人をいいます。

高齢者：ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、要介護高齢者 など

障がい者：視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部障害、知的障害、精神障害、難病患者など  
状況によって配慮が必要となる者： 乳幼児、妊娠婦、外国人 など

#### ②避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の人をいいます。

在宅ではなく、福祉施設や介護施設への入所、医療機関への入院をしている人は、当該施設内で日常的な支援を受けられることから、在宅の人を対象としています。

### 避難行動要支援者

①世帯全員が75歳以上の高齢者（ひとり暮らし含む）

②要介護度3、4、5の要介護認定者

③身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓機能障害のみで該当する者は除く。）

④療育手帳を所持する知的障害者

⑤精神障害者保健福祉手帳1級所持者

⑥上記のほか、支援を必要とする者

2. 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供方法について、これまでの覚書の締結から、(仮称)名簿受領書兼誓約書の提出により情報漏えいの防止等を図ります。

#### (1) 避難支援等関係者

災害が発生した際に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所での生活支援等に携わる関係者及び関係機関をいいます。

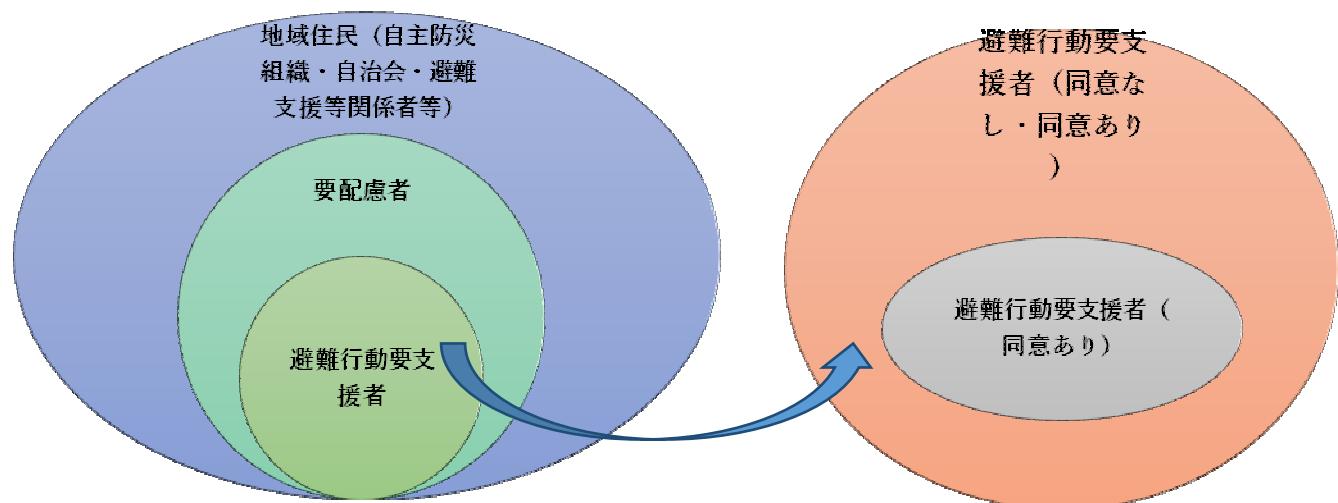
災害対策基本法第49条の11第2項では、「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」をいう。と定義されています。

市では、下記の関係者を想定していますが、これまで町内会、自治会、自主防災組織との覚書の締結により、名簿を受け取り災害時等要援護者避難支援個別計画の作成が進んでいる地域があります。また、名簿の提供については、避難支援関係者のそれぞれの役割や平常時から名簿をどのように活用していくのか協議する必要があるため、名簿の提供はこれまでの町内会、自治会、自主防災組織を基本とし、現在名簿の提供を受けていない避難支援等関係者についても、名簿活用に関する協議が整い次第、順次提供を進めます。

また、災害時は避難行動要支援者の同意がなくても避難支援等関係者への名簿の提供は可能となります。名簿をどのように使用するかを明確にしておく必要があります。

#### 印西市が想定している避難支援等関係者

- (1) 印西地区消防組合
- (2) 印西警察署
- (3) 民生委員
- (4) 印西市社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織等



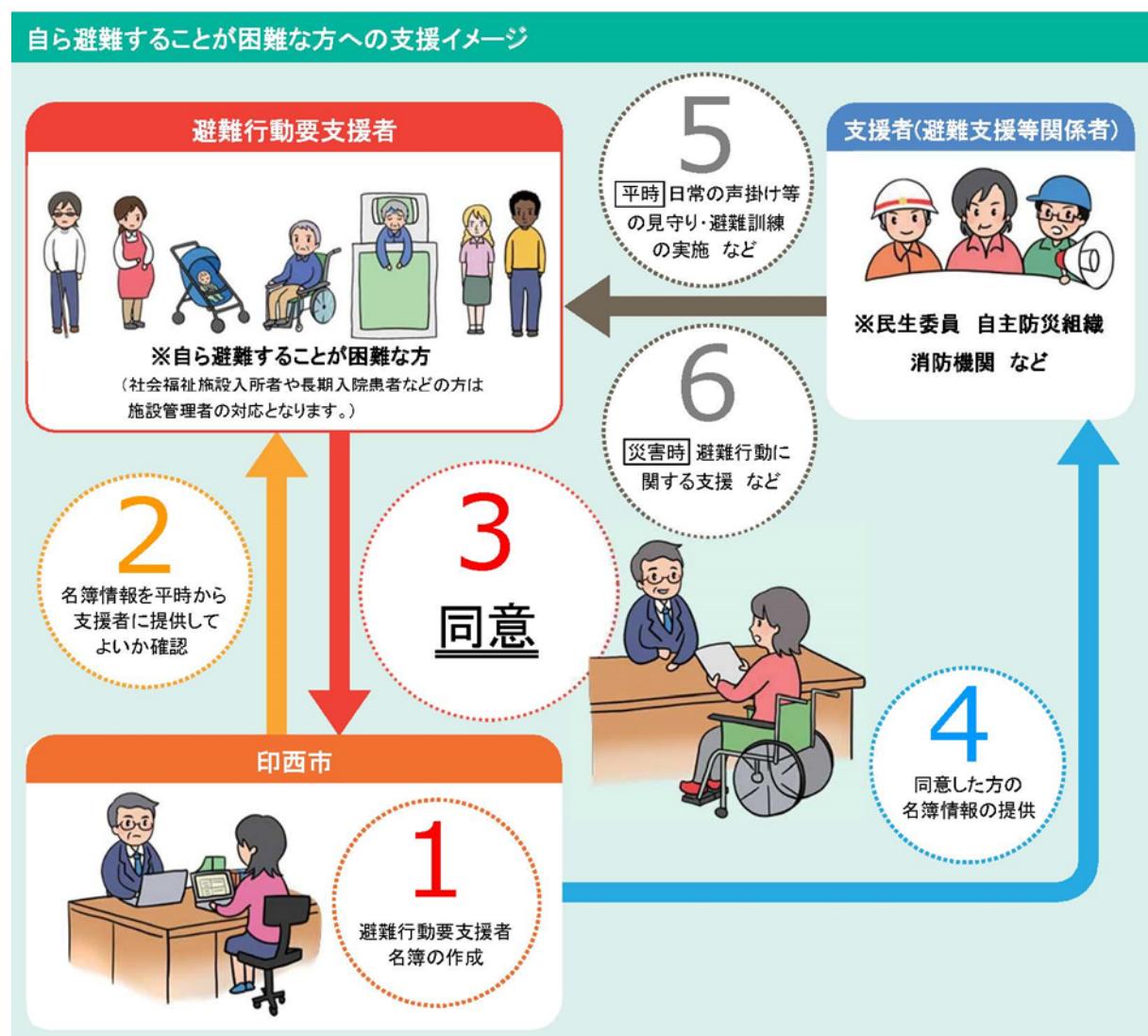
避難行動要支援者の名簿掲載者のうち、氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由、連絡先等を避難支援等関係者に提供することに同意した場合には、平常時より避難支援等関係者に名簿を渡します。

なお、(仮称)名簿受領書兼誓約書の提出により適正な名簿の管理・運用を図ります。

### 3. 避難行動要支援者避難支援ネットワークの推進のために、市及び避難支援等関係者の役割を明確化していきます。

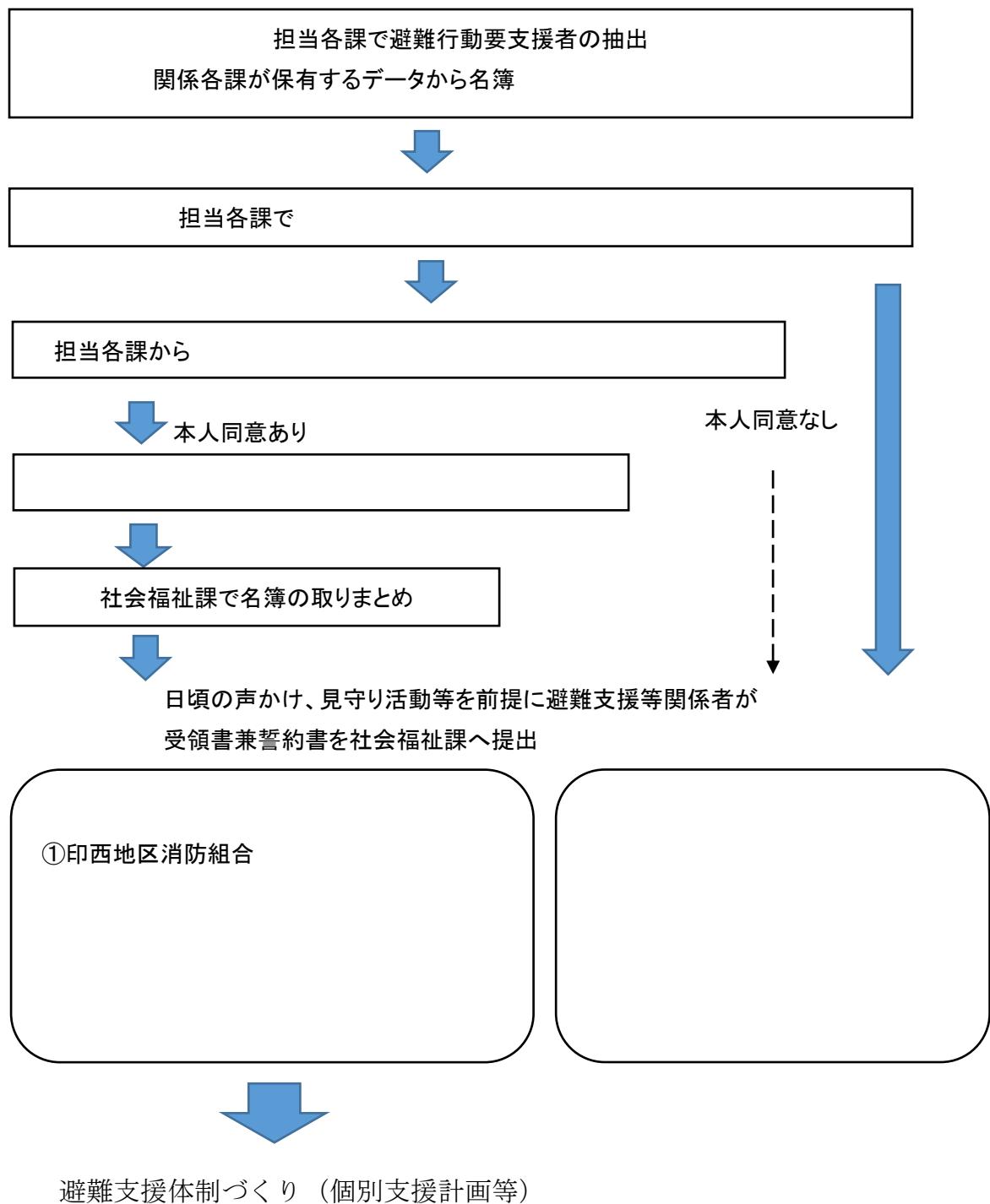
大規模な災害が発生し、ライフラインが寸断された場合には、家族や近隣、地域住民など互いの助け合いや、支えあいによる避難支援が行われることが最も重要ですが、混乱時においては、近隣や地域などの支援体制も十分に機能せず、要配慮者への支援が十分に行われない状況となることが考えられます。

そこで、自主防災組織等が地域毎に平常時から顔を合わせおつきあいの大切さを認識し、日ごろからの見守りを含め、災害時には可能な限りの情報伝達、安否確認を行う避難行動要支援者避難支援ネットワークを推進します。



避難行動要支援者避難支援ネットワークの推進にあたり、避難支援等関係者の役割を明確化するために、自主防災組織へは防災課を中心とし、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など福祉に関係する団体へは健康福祉部を中心として、役割について検討をすすめ、ネットワークの推進を図ります。

#### 4. 避難行動要支援者名簿の作成と提供の流れ



※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、  
本人の同意の有無に問わらず、対象者名簿を安否確認や避難支援に活用します。

## 5. 個別支援計画の作成を進めるためのコーディネート機能の必要性

個別支援計画は、災害発生時や災害の可能性が高まった際に、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施できるよう、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難場所等へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておくものです。

個別支援計画の作成を進めるには、避難行動要支援者と避難支援者をマッチングさせるコーディネート機能が必要と考えます。避難行動要支援者やその家族において、避難支援者を探すことが可能な場合は、避難支援者を指定し、自らがコーディネーターになって個別支援計画を作成します。

コーディネート機能を持ち合わせた地域では、個別支援計画の作成が進みますが、機能を持ち合わせない地域が多いのが現状です。

このような現状から、地域で活動する団体等で、コーディネート機能を担うことができる団体があるのか、またその場合どのようなことを担うことができるのか、今後意見交換を行いながら、一人でも多くの個別支援計画の作成ができるよう努めます。